

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成27年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食品品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙・	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	1	62	5		3	17 (5)	1	7 (1)	15 (5)	4	1	54 (40)
50m ³ /日 未満	385	905	32	35		22 (6)		7	165 (7)	69	14	157 (30)
計	386	967	37	35	3	39 (11)	1	14 (1)	180 (12)	73	15	211 (70)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・ 現像業・写真	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道処理施設 終末処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7	112	45	11 (1)		11		9 (8)		495 (1)	10 (5)	870 (66)
50m ³ /日 未満	8	2451	121	459 (11)	256 (13)	6	792	65 (34)	21 (1)	553 (2)	33 (12)	6556 (116)
計	15	2,563	166	470 (12)	256 (13)	17	792	74 (42)	21 (1)	1,048 (3)	43 (17)	7,426 (182)

注1 () は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く